

## 大切なお知らせ

工事現場単位契約者 各位

公益財団法人 建設業福祉共済団

### 「工事現場単位契約」にご加入いただく際の留意点

日頃から建設共済保険へご加入いただき誠に有難うございます。

この度、**公共工事の受注要件を誤解して当財団の「工事現場単位契約」に加入しているケースが見受けられること**から、同契約へのご加入上の留意点をご案内申し上げます。

工事現場単位契約の他に損害保険会社等の法定外の労災保険への加入の有無によって留意点が異なりますので、貴社の状況に応じてご確認下さい。

#### (1) 他に損保会社等の法定外の労災保険に加入している場合の留意点

貴社が公共工事を受注された際、他に損保会社等の法定外の労災保険に加入している場合は、重複して**工事現場単位契約へご加入いただく必要はありません。**

令和2年6月に国交省から地方整備局と都道府県に対して「法定外の労災保険の付保に係る設計図書の明示等について」が通達されていますが、既に加入している損保会社等の「法定外の労災保険の加入証明書(証券)の写し」を発注官公庁へ提出することで「法定外の労災保険の付保」に関する要件は充足されます。

#### (2) 他に損保会社等の法定外の労災保険に加入していない場合の留意点

引き続き、工事現場単位契約にご加入いただくことも可能ですが、**よりメリットの多い「年間完成工事高契約」(同封資料ご参照)へ切り替えてご加入いただく**ことをお勧めします。

##### 【年間完成工事高契約のメリット】

- ・工事現場単位契約より掛金率が大幅に低い
- ・年1回の契約手続きで貴社が施工する全ての工事現場(除くJV)が対象となる
- ・1000万円～5000万円と補償が手厚い(工事現場単位契約は450万円～1500万円)

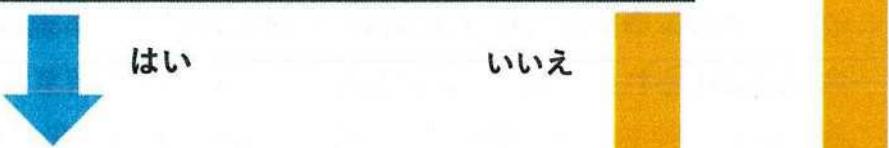
裏面に上記を踏まえたチェックシートを掲載しましたので、併せてご覧下さい。

## 「法定外の労災保険」の加入チェックシート

当財団の「工事現場単位契約」の他に「法定外の労災保険」に加入していますか？



ご加入の「法定外の労災保険」は損保会社等が取り扱う保険ですか？



他の法定外の労災保険と重複して当財団の「工事現場単位契約」に加入する必要はありません。

「当該法定外の労災保険の加入証明書(証券)の写し」を発注者にご提出下さい。

当財団が取り扱う「法定外の労災保険」については、「工事現場単位契約」よりもメリットが多い「年間完成工事高契約」(同封資料ご参照)へのご加入をお勧めしております。この機会に、年間完成工事高契約への切り替え加入をご検討下さい。

本件に関するご相談やご照会、正確な「年間完成工事高契約」の掛金の算出につきましては、下記の無料ダイヤル（フリーアクセス）までお気軽にお問い合わせ下さい。

### お問い合わせ先

**無料ダイヤル 0120-913-931 FAX 03-3591-8474**

建設業福祉共済団・事業推進部 担当:小林・鳥羽 E-mail [gyoumu.b@kyousaidan.or.jp](mailto:gyoumu.b@kyousaidan.or.jp)

※ お電話やメールのほかリモートでのご相談にも対応しています。

また、ホームページからも掛金を試算いただけます。